

ハイエクの思想(2)

——自由主義秩序の再興

吉 澤 昌 恭

目 次

はじめに

I 社会主義の目的と手段

- (1) 社会主義の目的と手段
- (2) 計画の遂行可能性
- (3) 計画と自由

II 現代社会への論評

- (1) 福祉国家とその政策
- (2) 再分配政策
- (3) ケインズ政策

III 自由の秩序

- (1) 為し得ること、為し得ぬこと
- (2) 自由主義社会に於ける国家の役割
- (3) 民主主義のあるべき姿

おわりに

はじめに

17世紀末から18世紀にかけて自由主義思想が確立していった。そして、こうした思想を反映した体制が19世紀に花開いたのであった。しかし、自由主義の体制が確固たるものとなる以前に、即ち、18世紀の後半から、既

に、自由主義体制を批判する思想が芽ばえ始めていた。そして、それはやがて社会主義思想となって結実してゆく。こうした思想界での動きを反映して、やがて、自由主義の体制が動揺し始める。最初の契機は、1870年代におとずれた。そして、20世紀には、遂に、社会主義の体制が出現するに到った。ハイエクにとって、社会主義とは自由を完全に否定した全体主義の体制に外ならないのである。

ハイエクはこうした社会主義の体制を強烈に批判する。本稿の最初の章では、ハイエクの社会主義批判を紹介する。

社会主義の体制の実態が明らかになってゆくにつれて、それまで人々が社会主義に対して抱いていた情熱は急速にさめてゆく。しかし、ハイエクによれば、社会主義の理想の一部分は福祉国家へと受け継がれており、社会主義は完全にその命脈を絶たれたわけではない。第二章では、ハイエクがこうした福祉国家をいかように扱っているか、をみてゆくことにする。

社会主義の体制には、自由は全く存在しない。しかし、福祉国家にも幾つかの問題点がある。それでは、自由の秩序を再興、維持し、社会をより望ましい方向へと導いてゆくためには、今何をせねばならないのであろうか。この点についてのハイエクの考え方を、第三章で紹介することにしたい。

I 社会主義の目的と手段

(1) 社会主義の目的と手段

● 社会主義の成功

ハイエクの論ずるところに従うならば、社会主義思想が成功を取めたことの原因として、概ね次の三つのものを挙げることができる。

まず第一が、市場秩序に対する不満である。資源配分の結果の予測不可能性並びに市場価格に応じた所得分配に対する不満が、社会主義思想成功のひとつの背景であったといえよう。

第二が、19世紀から20世紀にかけての知的風土である。一方に於いて、法実証主義によって、あらゆる拘束から解放された政府というものが正当

化された。また他方に於いて、ハイエクが科学主義と名づけた知的潮流は、方法論的集団主義を生み出し、やがて台頭してくる政治的集団主義を準備していった。

そして最後が、社会主義運動が展開されてゆく中で生み出された、「新しい自由」の概念である。即ち、「法の下での自由」「強制欠如の状態としての自由」とは全く別の、「欠乏からの自由」¹⁾が唱えられるに到り、それが多くの人々の心をとらえていったのである。

b 社会主義の目的と手段

社会主義を論ずる場合に、それが目ざすところと、その目ざすところを達成するために用いられる手段とを区別することが肝要である。もし両者が十分に区別されることがないならば、議論は大へん混乱したものとなるであろう。というのも、ただ社会主義の手段が批判されているに過ぎないような場合に、そうした手段の批判者は社会主義の目的そのものをも否定している、という風に受け取られることになり勝ちだからである。

社会主義の目的とは、経済の事前的・包括的統御、即ち、目的意識的な資源配分並びに分配的正義の実現である。

こうした目的を実現するための手段とは、生産手段の公有と計画²⁾である。

社会主義に対するハイエクの批判は、まず、その手段たる公有と計画、そしてとりわけ計画に向けられる。

(2) 計画の遂行可能性

a 技術的問題と経済的問題

仮に一定の目的が設定されている場合、そうした目的を実現するための

1) Hayek, F. A.: *The Road to Serfdom*, Chicago 1944. (以下 RS と略す) Chap. 2.

(一谷藤一郎訳『隷従への道』創元社)

2) ハイエクは常に、一般的な意味での計画、即ち、賢明に行動しようとする個々人が立てる計画と、計画論者の要請する計画、即ち、あらゆる経済活動の中央集権的な指導の基盤となる計画とを明確に区別する。以下で論ずる計画とは、後者の意味に於けるそれである。

計画が合理的に遂行されるためには、何よりもまず、種々なる用途への利用可能資源の配分問題が解決されねばならない。このことがいかに重要であるかを理解するためには、技術的問題と経済的問題の違いを明らかにすることが必要である。³⁾

一定量の鉱石から最大量の金属を抽出すべく試みたり、一定数の人員をもって最短時間に架橋しようと努めたり、一層遠距離の星まで透視し得る望遠鏡を作ろうとしたりする場合には、そこに存在するのは唯技術的問題のみである。或いは、食糧の生産が最も重要で且つあたかもそれが唯一の目的であるかの如くに考えられており、食糧の最大可能量が生産されているか否かが問題とされているような場合も、やはり同様である。技術的問題は、利用可能資源の振り向けられる目的の単一性・絶対的一義性によって特徴づけられている。

しかし、ある目的を達成した後にも、例えば食糧を生産した後にも、他の目的の為にもできる限り多くの資源が残されねばならないということになれば、問題はもはや技術的な性質のものたることをやめる。即ち、種々の競合する目的に限られた量の利用可能資源をいかに配分するか、という問題が登場するのである。複数の且つ相互に競合する目的群への利用可能資源の配分こそが、経済的問題の本質的な特性なのである。

b 経済的問題解決の可能性

(i) 実物計算

かくして、資源のより大きな量は何かという問題が生じる。ある財を生産するに当って、Aの方式はより多くの土地とよりわずかの労働を用い、Bの方式はよりわずかの土地とより多くの労働を用いるものであるとしよ

3) Hayek, F. A.: The Nature and History of the Problem, 2, in: Hayek, F. A. (ed.): *Collectivist Economic Planning. Critical Studies on the Possibilities of Socialism*, London 1935. reprinted ed. New York 1975 (以下 CEP と略す)
(迫間真治郎訳『集産主義計画経済の理論—社会主義の可能性に関する批判的研究』実業之日本社)

う。この場合に、後に残された資源はA（よりわずかの土地とより多くの労働）、B（より多くの土地とよりわずかの労働）いずれの場合がより大であろうか。この間に答えを出すためには、ABに（即ち、全ての利用可能資源に）共通して適用可能な価値の尺度（即ち、稀少性の尺度）が必要となるであろう。

もし、中央集権的な計画当局がこうした価値の尺度を持っていないのであれば、その計画は決して合理的なものたり得ないであろう。

こうした価値尺度の問題は、決して実物計算によっては解決され得ないのである。このことが、N.G.ピアソン、L.v. ミーゼス、M. ウェーバー、B. ブルックス等によって明らかにされたのであった。⁴⁾

(ii) 数学的解決

価格機構は価値の尺度を提供してくれる。しかし、価格機構に頼らず、尚も価値決定の問題を解決しようとの試みが為された。数理経済学の技術（即ち、何らかの方程式の体系）を用いて価値決定の問題を解決しようとする試みがそれである。⁵⁾

こうした試みは、論理的には可能だが、実践することは全く不可能である。なぜなら、それを遺漏なく行う為には、中央当局は膨大な量の情報を収集・整理することを要求されるからである。中央当局は、まず第一に、技術上の情報を細大漏らさず収集しなければならない。中央当局は、「すべての機械、道具、或いは建物を、あたかも物理的に同様な客体の組の一つとしてではなく、その消耗の特定の状態、その配置、等々によってその有用性の如何が決定される個別的なものとして、取り扱う必要がある。同じ事は、異なる場所にある商品のすべての組、或いはその他の点で他の商品の組と異なっている商品のすべての組についても、妥当する。⁶⁾」従って、中央当局の計画は、現に存在する生産財・半製品・完成品の集合体

4) Hayek, F. A.: The Nature and History of the Problem, in: *CEP*.

5) Hayek, F. A.: The Present State of the Debate, 3, in: *CEP*.

6) Hayek, F. A.: The Present State of the Debate, 3, in: *CEP*, p. 209.

を、その個別的単位の数とほとんど同じだけ多数の異なる型の財から構成されているものとして取り扱わねばならないのである。

こうしたことだけでも不可能事に近いであろうが、中央当局の為さねばならぬことはそれだけではない。中央当局は、生産を開始する前に、消費財の重要性と数量に関する情報を獲得していなければならない。そして、全ての消費財の種々なる数量についての完全なリストを作り上げねばならない。しかも、消費者の自由選択が認められている場合には、このリスト⁷⁾は消費者の嗜好の変化に応じて不断に修正されねばならぬのである。

更に、計画体制が競争体制と同じくらい効率的なものでなければならぬとすれば、中央当局はつかの間の状況に関する情報⁸⁾をも十分把握し、その情報に適切に対応しなければならない。「本来ならからのままか或いは半分だけ荷を積んで運行する不定期貨物船を利用することによって生計の資を稼ぐ荷主、或いはその知識がほとんど専ら一時的な機会についての知識から成る不動産代理業者、或いは商品価格の地域格差から利益を得るわざや受取り仲買人⁹⁾」といった類の人々は、正しく、つかの間の状況に関する情報を利用し、それによって利益を得ているのである。これらの人々が果たす役割は、利用可能資源の有効利用という観点からみて、無視し得ないものである。しかし、競争体制の下ではほとんど大した困難もなく為される、つかの間の状況に関する情報の活用も、中央集権的な計画体制の下では非常に困難である。なぜなら、こうした情報は特定の瞬間にのみ有用であり、しかも、それに関してはそれについて熟知している人間が他者に対して絶対的に優位な地位にあるからである。

7) 消費者の自由選択が放棄されたならば、中央当局に課せられる任務は幾分かは軽微になるであろう。しかし、消費者の自由選択の持つ意味の重要性を考え合わせるならば、簡単にそれを放棄することはできない。しかも、そうしたからといって、中央当局が果たさねばならぬ任務は膨大なものである、という事実に本質的な変化は生じないのである。

8) Hayek F. A.: The Use of Knowledge in Society, 3-4, in: *IEO*.

9) Hayek, F. A.: The Use of Knowledge in Society, in: *IEO*, p. 80.

以上のような困難な課題に思いをはせる時、数理経済学の技術を用いて価値決定の問題を解決しようとする試みは、全く実践不可能であることがわかるであろう。いかなる方程式の体系も決して価格機構の代役を果たすことはできないのである。

(iii) 競争的解決¹⁰⁾

実物計算も方程式の体系も価値決定の問題の有効な解答たり得ず、大規模且つ複雑な近代社会に於いて合理的に経済活動が遂行されてゆくためには価格機構が不可欠である、ということが明らかになってくるにつれて、社会主義者の陣営に於いて第三の解答が提示されるに到った。競争的解決或いは競争的社会主義といわれるものがそれである。競争（並びに価格機構）を再導入することによって、価値決定の問題を解決しようというのである。

こうした計画案の輪郭を示すと、それは次のようになる。¹¹⁾ 独立の企業家ないし個々の企業の管理者達の間競争と市場が再導入される。（従って、最終消費財の価格と賃金は市場によって決定される。）しかし、これらの企業家ないし企業の管理者は生産手段の所有者ではなく、国家の指令の下、利潤の為ではなく、丁度費用を償う価格で製品を販売する国家の有給官吏の如きものとなる。そして、彼らは限界費用と価格を一致させるよう要請される。

こうした計画案は真の解決をもたらし得ない、というのがハイエクの考え方である。生産手段の所有権が国家に残されており、競争の再導入が部分的なものである限り、真の困難は何ら解決しないのである。まず第一に、企業の管理者が要請される限界費用と価格の一致の原則についていうならば、競争の再導入が徹底的に行われなければならない場合には、価格が最低限界費

10) Hayek, F. A.: The Present State of the Debate, 5-10, in: *CEP / The Competitive "Solution"*, in: *IEO*.

11) Hayek, F. A.: The Present State of the Debate, 5, in: *CEP / The Competitive "Solution"*, 4, 6, in: *IEO*.

用に一致しているかどうかの確認は不可能である。なぜなら、そのような場合には、競争が支配的な場合に生ずるであろう限界費用がいかに程のものであるか、を知り得ないからである¹²⁾。しかも、企業の管理者が国家の有給官吏の如きものである以上、彼らは危険負担を好まず、費用切り下げのための革新に対して躊躇しがちとなろう。かくして、彼らの行う生産は、競争が支配的な場合よりも割高となる可能性を常に孕んでいるのである¹³⁾。

他方、中央当局は国家の所有する生産手段を個々の企業に配分するという任務を果たさねばならない。こうした任務を果たさねばならない以上、競争的社會主義下の中央当局に課せられる負担は、中央集権的社會主義下の中央当局に課せられる負担よりも本質的に軽微になるというわけではない。なぜなら、中央当局は、利用可能な資金を最高の値付人に貸付ける親銀行 (super-bank) のようなものではなく、自分自身の財産を持たない人々 (即ち、企業の管理者) に資金を貸付ける・全ての危険の負担者だからである。中央当局が最終的な危険負担者である以上、中央当局は資源配分に際して、中央集権的社會主義の中央当局が必要とするのとそれ程変らない程の膨大な情報を獲得せねばならぬことであろう。

かくして、競争の再導入が徹底的なものでないならば、出現するのは、「精々、眞に責任を持つのは企業家ではなく彼の決定を裁可する官僚である」といった類の、準競争体制 (a system of quasi-competition) であろう¹⁴⁾。

c 価格機構の意義

(i) 合理的經濟活動の指標の提供

結局、価格機構なしでは、いかなる大規模社會も合理的なものたり得ない。価格機構の第一の利点は、それが分権的で且つ経済的にみて合理的な

12) Hayek, F. A.: The Present State of the Debate, 8, in: *CEP./The Competitive "Solution"*, 6, in: *IEO*.

13) Hayek, F. A.: The Present State of the Debate, 9, in: *CEP*.

14) Hayek, F. A.: The Present State of the Debate, 9, in: *CEP*, p. 237.

意思決定を可能にするという点に存する。計画体制の下では、とりわけ、つかの間の状況に関する情報は十分に活用され得ない。こうした情報をも十分に活用しようとするれば、決定は分権的に行われねばならない。しかも、ばらばらに為される決定は相互に整合的なものでなければならない。価格機構は、各個人が決定を為すに際して自らの決定を経済のシステム全体に適合させる上で必要な情報を提供してくれるのである。

すず市場を例にとって、価格機構の果たす機能がいかなるものであるかを説明してみよう。¹⁵⁾

すずという原材料の新しい利用方法が発見されたか、或いは従来¹⁵⁾の鉱脈のひとつが廃棄されるかして、すずという原材料がより稀少なものになったと仮定してみよう。こうした事が起った場合に、価格機構はすずの使用者に、価格の上昇という信号を送り、そうすることによって従来以上のすずの節約を命ずる。彼らの大多数の者は、何故にすずがより稀少なものになったかの理由を知る必要がない。新しい利用方法が発明された場合を例にとってみるならば、ただ彼らの内の少数の者が直接新しい需要について知識を獲得し、その知識に基づいてすずを新しい用途に振り向けさえすればよいのである。そのことがすず市場にギャップを生み出す。この新しいギャップに気づいた別の少数の者が、次にこのギャップを別の源泉によって埋めようとするならば、またまた新たなギャップが生まれる。そして、このギャップが再び別の少数の者によって埋められてゆく。こうして、すずがより稀少なものになったということに対する反応が、またたく間に経済システム全体に広がってゆくのである。

しかも、こうしたことは、何人かがそうしたメカニズムの全体について知っているか否かに関わりなく、そして、各個人が唯自らの保有する情報に基づいて決定を行うことによって達成されるのである。

(ii) 競争の許容

価格機構の第二の長所は、それが競争を許容するということである。価

15) Hayek, F. A.: The Use of Knowledge in Society, 5, in: *IEO*.

格が中央で決定される場合には価格競争の余地はない。(競争的社会主义の場合でも、このことは生産手段について妥当する。) それに対して、価格機構の下では価格競争が可能となり、それが費用引下げの圧力となって作用する。競争の真の意義は、各々の商品がその密接な(潜在的・顕在的)代替品よりもより安く生産・販売される、という点に存する。¹⁶⁾

競争の利点は、競争が完全であるか不完全であるかに関わりなく存在する。否、むしろ、「完全競争」の概念が要求するような条件の下では競争の余地はないとすらいえよう。¹⁷⁾ 勿論、不完全競争の下では、限界費用と価格が一致するという保証は全く存在しない。しかし、ほとんど非現実的な完全競争と不完全競争とを比較することは、妥当なこととはいえない。不完全競争の帰結は無競争状態の帰結と比較すべきなのである。¹⁸⁾

真に重要なことは、限界費用と価格が一致することではなく、より安価な生産・販売の新方法が発見されることである。²⁰⁾ 競争は、つかの間の状況に関する情報をも含めた・各個人の間分散した知識、各個人の保有する能力・資産の最適活用を、そして、不断に変化する環境への最適適応方法発見のための努力を、大いに促進する。こうして、現実に可能な最低の生産費が実現されるのである。

(iii) 自由と両立

価格機構の第三の利点は、それが自由と両立し得るということである。しかし、自由に関しては、節を改めて論ずることにしよう。

16) Hayek, F. A.: The Meaning of Competition, 3, in: *IEO*.

17) ハイエクは、一般に完全競争の条件として受容されているものとして、次のようなものを挙げている。①比較的小規模な売り手と買い手。②同質の商品。③市場への自由な参入。④関連要因についての完全な知識。

Hayek, F. A.: The Meaning of Competition, in: *IEO*, p. 95.

18) Hayek, F. A.: The Meaning of Competition, in: *IEO*, p. 96-97.

19) Hayek, F. A.: The Meaning of Competition, in: *IEO*. p. 100.

20) Hayek, F. A.: The Meaning of Competition, in: *IEO*, p. 100-101.

(3) 計画と自由

a 少数者の支配

ハイエクは社会主義の手段たる計画を痛烈に批判する。そのひとつの論拠が、前節で論じた計画体制に於ける経済合理性の欠如であった。しかし、このことにも益して、ハイエクは、計画体制が自由と両立し得ぬものであるとの観点から、それを批判する。ここに到って議論は目的そのものにも及んでくる。こうした批判論の最も代表的な著作が『隷従への道』である。

価格機構の帰結は、特定個人・特定組織が意識的に生み出したものではない。即ち、それは、「人間の行為の帰結ではあるが、人間の目的意識的計画的行為の帰結ではないところのもの」(the results of human action but not of human design)なのである。価格機構の下では、各個人は自らの知り得た情報、自らの保有する才能並びに資産を自由に用いることができる。彼はただ価格の変化に適切に対処さえすればよいのである。彼はただ価格機構の提示する信号にのみ服していればよいのであって、何人の恣意的意思に従う必要もない。こうした意味に於いて、価格機構は、強制欠如の状態たる個人的自由と両立可能なのである。

しかしながら、価格機構の帰結は人間の目的意識的計画的行為の帰結ではないという事実に対して、多くの場合、不満の意が表明されてきた。まず第一に、資源配分の最終的帰結は予め予測することができず、また、一般により重要だと考えられているものの生産がそれ程重要だと考えられていないものの生産に優先される保証は何ら存在しないのである。第二に、価格機構の下では、所得分配は市場価格によって決定される。それは、個々人の道徳的長所、努力、困窮度を何ら反映することなき代物である。かくして、統一的目的序列に沿って資源配分を事前に統御せよといった要請や、分配的正義を実現せよといった要請が生まれてくる。ここに、経済を「計画的に」統御せよとの考え方が生まれてくる原因が存在しているといえるであろう。

かくして、計画という手段を採用すべしということに対して人々の間に合意が生み出されていった。しかし、その計画はいかなる目的に奉仕すべきか、ということに対する合意は簡単に得られないであろう。なぜなら、何を生産し、誰に分配するか、或いは何がより重要で、誰がより優先されるべきかを決定するためには、あらゆる財貨・あらゆる個人の重要性についての詳細な価値度盛表が必要となるからである。一定の目的が設定された後に、いかにその目的が合理的・経済的に達成され得るか、が問題になっている時には、ただ手段のみを論じていけばよかった。しかし、今や目的そのものが問題となっているのである。

大多数の人々の同意するような価値度盛表、即ち、資源配分の規準となるべき統一的な目的序列並びに分配的正義の規準といったものが存在するか否かが最も重要な問題である。ハイエクは、そういったものは存在しないと考えている。こうした価値度盛表が存在しないにもかかわらず、尚且つ計画が遂行されねばならないとすれば、そのギャップは何らかの形で埋められねばならない。かくして、特定個人もしくは特定組織の設定する価値度盛表が社会全体を支配するのである。²¹⁾ 社会主義の場合には、生産手段に対する統制権を持つ人々のそれが社会全体を支配することになる。ここに経済的独裁者が出現するに到る。生産手段を統制する立場にない人々は、自らの目的が彼ら経済的独裁者の目的と乖離する程度に応じて、即ち、彼らに自らの意思を配慮させるのに失敗する程度に応じて、それだけ経済的自由を奪われてゆくのである。

b 統利の波及²²⁾

計画当局の実施する資源配分と民衆の欲求との間にギャップが存在する場合に、困難を克服するためには二つの方法しか有り得ない。ひとつの方法は分権化を推し進めることである。しかし、前節で論じた如くに、この分権化の推進が中途半端なものであるならば、困難は真に解決されはしな

21) Hayek, F. A.: *RS*, Chap. 5.

22) Hayek, F. A.: *RS*, Chap 7, Chap. 11.

い。いまひとつの方法は、統制の強化である。後者の方法が選択される時、いかなる事態が出現するであろうか。

計画当局の実施した資源配分が民衆の好まぬところであるならば、滞貨と財貨の払底とが同時に起るであろう。こうした事態に直面した計画当局は、民衆の消費選択の自由を間接的にか或いは直接的に取り上げざるを得ないであろう。その帰結は行列であり、或いは割当制であろう。こうしたことは当然民衆の不満を招くに相違ない。しかし、体制が維持されねばならないとすれば、彼らの不満は抑圧されねばならない。かくして、民衆は経済的自由のみならず、政治的自由をも奪われてしまう。

民衆の不満を強権を用いて抑圧するというやり方は、計画体制を維持する上で必ずしも最善の方法とはいえない。民衆の考えが計画当局者のそれに一致するならば、計画の遂行は一層容易になるであろう。かくして、民衆を教化すべく、あらゆる手段が動員され、可能な限りの宣伝が行われる。こうして、統制は波及してゆく。²³⁾ 芸術や科学でさえも統制の域外に止まることはできないのである。

○ 最悪の者の支配²⁴⁾

計画体制の下では、少数の者が社会全体を支配するようになる。しかも、更に悪いことには、そうした地位は最悪の者によって占められることになり易いのである。民衆の不満を抑圧したり、民衆を教化したりするためには、軍隊型組織が必要となる。この軍隊型の組織は、次の三つの理由により、最悪の人々によって形成されがちである。①人々の教育水準並びに知識の量の向上は、彼らの抱く価値体系の多様化をもたらす。しかし、こうした価値体系の多様化は軍隊型組織の相容れぬところである。このことの意味するところは、高度の統一性と外観上の類似性を要求する軍隊型

23) 仮に、統制が経済的なものだけに止まっているとしても、ただそれだけでも事は重大である。なぜなら、経済的自由、とりわけ経済活動の自由と私有財産が廃棄されるならば、そのことは個人的自由を重大な危険にさらすからである。Hayek, F. A.: *RS*, Chap. 7.

24) Hayek, F. A.: *RS*, Chap. 10.

組織は、知的・道徳的水準の高い人々によってではなく、より素朴にして且つ共通の価値体系を抱く、知的・道徳的により劣った人々によって形成されがちである、ということこれである。②こうした軍隊型組織を形成し得る人々は扱い易く、だまし易い人々でもある。なぜなら、彼らは確固たる自分自身の信念を持っていないからである。かくして、軍隊型組織に於いて成功するためには、ただ声高に叫びさえすればよいのである。軍隊型組織の頂点は、声高に叫び人々の耳目を惹きつける能力に長けた人々によって占められ易いのである。③組織的行動は、積極的・建設的態度よりも、消極的・破壊的態度(憎悪、嫉妬等)と結びつき易い。

かくして、計画体制の下では、最悪の者が最大の権力をふるうということになりがちなのである。

II 現代社会への論評

(1) 福祉国家とその政策

a 社会主義から福祉国家へ²⁵⁾

ハイエクは、1848年の革命から1948年頃までの一世紀をヨーロッパ社会主義(European socialism)の世紀と呼んでいる。この期間には、社会主義の理念が社会改良の努力を鼓舞してきたのである。しかし、1948年頃を境にして、少なくとも西側諸国に於いてひとつの重要な変化が生じてきた。社会主義というものに対する人々の熱狂はさめてゆき、それに対する幻滅すら生ずるに到った。

こうしたことに最も大きく寄与したのが、ソ連に於ける現実であった。ソ連に於ける生産能力の劣等性、恣意的で従来以上に苛酷な階級序列、そして新しい専制政治(a new despotism)といったものが次第に明らかになってゆくにつれて、人々は社会主義というものに失望を感じていった。また、西側諸国に於ける生活水準の一般的上昇も、社会主義の魅力を減殺

25) Hayek, F. A.: The Decline of Socialism and the Rise of the Welfare State, 1-3, in: *CL*.

させるのに一役買った。かくして、西側諸国では社会主義²⁶⁾の路線は放棄されるに到った。

しかし、社会主義が放棄されたとは言っても、放棄されたのはその手段、即ち、生産手段の公有と計画なのであって、その目的は未だ完全に放棄されるには到っていない。依然として、分配的正義という目的は魅力を失っていない。それは福祉国家へと受け継がれてきているのである。

b 福祉国家の意味

ハイエクの論ずるところによれば、福祉国家の概念は必ずしも明確ではない。²⁷⁾従って、当然のことながら、ハイエク自身の著作の内に福祉国家の明確な定義を認めることはできない。しかし、彼が福祉国家について論じたところから判断する限り、彼は次のようなものを福祉国家の特徴であると考えているように思われる。

まず第一に、財・サービスの需給調整は概ね市場に委ねられる。私有財産制度と経済活動の自由が認められている。しかし、第二に、市場の成果は事後的に修正される。そして、その際に、とりわけ分配的正義の実現ということに重きが置かれる。第三に、福祉国家は経済の安定を至上命令のひとつとしている。この課題はケインズ政策によって達成さるべきものだと考えられている。そして第四に、福祉国家に於ける政治上の意思決定は民主主義のシステムを通じて為される。

c 福祉国家の任務

少なくとも以上のような特徴を持つ福祉国家は様々な活動を行う。法と秩序の維持というあらゆる国家の果たさねばならぬ課題以上に、福祉国家には少なくとも次のような任務が課せられている。まず第一に、福祉国家

26) ここでいう社会主義とはソ連型の社会主義、即ち、中央集権的な社会主義のことであり、今日、新社会主義と言われたり、自由社会主義、民主社会主義と言われたりしているそのことではない。ハイエクにとって、後者こそが正に福祉国家と軌を一にするものである。

27) Hayek, F. A.: *The Decline of Socialism and the Rise of the Welfare State*, 4, in: *CL*.

は全ての人々の最低生活を保証しなければならない。第二に、福祉国家は公共財・公共サービスを供給せねばならない。しかし、以上二つの課題はほとんど全ての文化国家が為さねばならぬ活動であって、福祉国家に限られたものではない。ただ、福祉国家にあっては、こうした活動を為すに際して常に富・所得の再分配(即ち、分配的正義の実現)ということが重視されてくるのである。ハイエクによれば、福祉国家に課せられたこの第三の任務、即ち、富・所得の再分配こそが福祉国家を福祉国家たらしめている最も特徴的なものなのである。第四に、福祉国家は経済を安定させ、完全雇用を実現しなければならない。

福祉国家に課せられたこれらの任務の幾つかは個人的自由と両立し得るものであるが、他の幾つかのものは、人々が想像するよりも或いは耐えようとするとするよりもはるかに大きい犠牲を払う時にしか、或いは富が増大する時に唯漸次的にしか達成され得ないものであり、また、別の幾つかのものは自由社会と両立不可能なものなのである。²⁸⁾

福祉国家に対するハイエクの批判は、概ね、先の四つの任務の内の第三のものと第四のものに向けられている。第三のものに対する批判とは、分配的正義を追求すること自体が誤っているといった趣きのものである。それに対して、経済を安定化させるという目的それ自体は否定されてはいない。この場合の批判は、目的そのものに向けられているのではなく、目的達成のための手段、即ち、ケインズ政策に向けられているのである。

(2) 再分配政策

a 分配的正義の内容

市場秩序の下では、所得分配は市場価格によって規定されてくる。その場合、個々人の道徳的長所、努力、困窮といったものは全く所得分配に反映されることがない。そこに分配的正義を実現せよとの要請が生まれてくる素地がある。しかし、この分配的正義の概念を詳細に吟味してみるなら

28) Hayek, F. A.: The Decline of Socialism and the Rise of the Welfare State. 5. in: *CL*.

ば、それは必ずしも明確なものであるとは言い難い。それには様々な要因がまざり込んでいる。

分配的正義が主張される場合、それを主張する人が意図するところは必ずしも一義的なものではない。ある人は所得分配の結果の平等を願っているのかもしれない²⁹⁾。他の人は所得が功勞 (merit) ないし努力に応じたものであることを望んでいるのかもしれない³⁰⁾。また、別の人は自己の相対的地位が保証されるのを要求しているのかもしれない。その場合、彼の要求は、人々の嗜好の突然の変化、予想だにできなかった外的環境の突然の変化等によって、それまでの社会的地位を追われることに対する異議申し立てなのである³¹⁾。

このように分配的正義の概念には様々な要因が含まれているのであり、しかも、それらはお互いに競合し合うものですらある。このように分配的正義の概念はあいまいなものであり、正しくそれは、閉鎖社会 (closed society) から社会主義を経由して福祉国家へと引き継がれてきた亡霊なのである。ハイエクにとって、分配的正義とは「しんきろう³²⁾」以外の何物でもないのである。

b 寡頭無政府政

このようなあいまいな目標を追求しようとするれば、その結果は惨憺たるものとならざるを得ない。計画体制の下では、それは独裁者の出現と自由の消滅を帰結した。他方、福祉国家にあっては、それは今日別種の問題を生み出している。公的資金配分のための誰もが納得する明快な規準の不在は、人々を、力を背景にした公的資金の獲得合戦へと向かわせる。ただ、この場合の力とは、物理的な意味のそれではなく、民主主義システムの下

29) Hayek, F. A.: Equality, Value and Merit, 1-2, in: *CL*.

30) Hayek, F. A.: Equality, Value and Merit, 6, in: *CL*.

31) Hayek, F. A.: *RS*, Chap. 9/The Principles of a Liberal Social Order, 43-44, in: *SPPE*.

32) ハイエクはその著、*Law, Legislation and Liberty* の第二巻に、The Mirage of Social Justice という副題をつけている。

に於ける力、即ち、集票能力を意味している。かくして、分配的正義の旗標の下、大きな集票能力を持つ個人ないし集団が過大に優遇されてゆくのである。それは正しく、寡頭無政府政³³⁾と云い得るような状態なのである。

c 再分配V.S.経済成長

以上のような分配的正義の明快な規準が存在しないのであるから、再分配政策は多くの困難をもたらす。しかし、そうはいうものの、少なくとも所得の再分配が低所得者層への所得移転をも含んでいる場合、再分配政策は彼らの生活を向上させる上で即効性を持っている。しかしながら、再分配政策が低所得者層の生活水準の向上に果たす役割を過大に評価することは危険である。もし、再分配政策の行き過ぎが社会全体の富の成長にブレーキをかけるならば、低所得者層の生活水準の改善にも自ずから限界が生ずるであろう。再分配政策がそこまで行き過ぎることはない、と云い切ることはできない。なぜなら、再分配政策が従うべき規準がそもそも存在しないからである。

勿論、再分配政策が常に経済成長の阻害要因になる、と云うことはできない。しかし、そうした事態の生じる可能性は常に意識されていなければならないであろう。

これは、再分配政策に伴う第二の重大なおとし穴なのである。

(3) ケインズ政策

a 方法論上の批判

経済を安定させるという課題は、分配的正義の実現に次ぐ、福祉国家の重大任務である。しかも、その場合に完全雇用が至上命令とされている。そして、それを達成するための手段としてケインズ政策が採用される。

ハイエクはケインズ政策の有効性に疑問を呈し、また、ケインズ政策を唱導するケインズ主義者を痛烈に批判する。彼の批判は、まず第一に、彼らの方法論に向けられる。³⁴⁾

33) Hayek, F. A.: The Common Sense of Progress, 6, in: *CL*.

34) Hayek, F. A.: The Pretence of Knowledge, in: *NS./Degrees of Explanation*, in: *SPPE./The Theory of Complex Phenomena*, in: *SPPE*.

しかし、それについては前稿の付論³⁵⁾を参照されたい。

b 失業の真の原因

ハイエクは、失業が発生するメカニズムとは次のようなものであると考えている。即ち、価格と賃金の相対関係の体系にゆがみが生じることによって、「総需要の分布状態」と「労働と諸資源の配分状態」との間に食い違いが生じ、そのことが失業を生み出すのである。³⁶⁾

それに対して、ケインズはこれとは全く違った結論に到達した。しかし、問題なのは、彼の経済思想が1920年代・30年代の英国という極めて例外的且つ特異な状況の下で生まれたということである。英国は、第一次大戦後今日から見れば極めて穏やかなインフレーションを経験した後、1925年に金本位制に復帰した。このこと自体は全く理にかなったことであったが、愚かにも、英国が復帰したのは金本位制離脱以前の旧平価だったのである。かくして、ポンド・スターリング通貨の国際価格は大幅に押し上げられ、英国労働者の実質賃金は他の国の労働者のそれよりもかなり高いものとなり、英国の輸出業者は外国と太刀打ちできなくなってしまったのである。その結果のひとつが多くの失業者の発生であった。

こうした事態への対応策の考察に際して、ケインズの思想は三つの段階を経ていった。彼は、実質賃金の圧縮が必要だとの認識から出発した。しかし、彼はやがて、賃金カットは政治的に不可能だという結論に到達し、そして遂に、賃金カットは無駄であるばかりか有害ですらあると確信するに至ったのである。かくして、1930年代のケインズはインフレ論者となり、総需要刺激策を提唱するに至ったのである。

1930年代以降、そしてとりわけ第二次大戦後、ハイエクが失業について

35) 拙著「ハイエクの思想(1)—二種類の自由主義についての研究」『広島経済大学経済研究論集』第4巻第2号。

36) Hayek, F. A.: The Pretence of Knowledge, in: *NS*, p. 25/The Campaign Against Keynesian Inflation, in: *NS*, p200-201.

37) Hayek, F. A.: The Campaign Against Keynesian Inflation, in: *NS*, p. 198-200.

の眞の理論であると考えるものに代って、ケインズ理論が受け入れられるようになったのには、幾つかの理由がある。まず第一に、経済学者達の間
に於ける科学主義的偏見³⁸⁾を挙げることができる。ハイエクの唱える理論
は、数量的に裏付けることが全く不可能である。それに対して、ケインズ
の理論は数量的に検証可能であるように見えたのである。第二に、ケイン
ズの理論は政治家達にとってより魅力的なものであった。³⁹⁾通貨供給量を増
大し、赤字予算を組むことによって、人々の間に金をまき散らすというプ
ログラムに対して、選挙民の投票のみを頼りとする政治家が魅力を感じな
いわけがない。そして第三に、ケインズの理論は、「繁栄は消費者の需要
に依存する」という実業人の古くからの信念とびったり一致していたので
あった。⁴⁰⁾

c ケインズ政策の帰結

ケインズ政策は、「総需要の分布状態」と「労働と諸資源の配分状態」
との間に存在する食い違いを温存させる。しかし、そうした食い違いを温
存しながら、高水準の雇用を維持し続けようとするならば、インフレーション
を続けてゆくことが必要であり、しかも、一貫してインフレーション
を加速してゆかねばならないのである。そして最も問題なのは、やがて、
インフレーションの加速が止まるだけで大量の失業が発生するというよう
な困難な事態が生ずる、ということこれである。⁴¹⁾

事ここに到れば残された道は三つしかない。⁴²⁾①加速してゆくインフレーションの放置—これはやがて、全ての経済システムの崩壊を帰結するであ

38) 拙著「ハイエクの思想(1)—二種類の自由主義についての研究」の付論「科学主義としてのケインズ主義」を参照されたい。

39) Hayek, F. A.: The Campaign Against Keynesian Inflation, in: *NS*, p. 201.

40) Hayek, F. A.: The Campaign Against Keynesian Inflation, in: *NS*, p. 210.

41) Hayek, F. A.: The Campaign Against Keynesian Inflation, in: *NS*, p. 203-205.

42) Hayek, F. A.: The Campaign Against Keynesian Inflation, in: *NS*, p. 197-198.

ろう。②賃金・物価の統制—もしこの統制が中途半端なものであり、途中で中止されるならば、その時点でそれまで抑圧されていたインフレーションが猛烈な勢いで再発するであろう。或いは、この統制を徹底的に推進してゆくならば、それはやがて中央集権的な計画体制をもたらすであろうし、その際、前章で論じた幾多の困難が発生するであろう。③通貨の量の増大の打ち切り。

言うまでもなく、ハイエクは第三の道を選択する。そして、その際、何事にもまして優先されねばならぬことは、短期で実現できる雇用の極大化ではなく、高水準で且つ安定した持続的な雇用の維持ということこれである。⁴³⁾

Ⅲ 自由の秩序

(1) 為し得ること、為し得ぬこと

自由を愛し、真に自由な社会を作ろうとする者は、何よりも、本質的に抜き難い限界を持つ人間の為し得ることと、為し得ぬことを明確に区別しなければならない。或いはまた、小規模社会⁴⁴⁾に於いてのみ可能なことを、大規模社会に於いても可能であると考えようようなことがあってはならない。

人間の為し得ぬこととは、即ち、大規模で且つ複雑な社会をコントロール (control) し、或いはそうした社会の進む方向を細大もらさず予測しようとすること (prediction) である。コントロールや予測は遠く人知の及ばぬ所であるにもかかわらず、そういったことが可能だと思われるようになったのは、人間の理性を非常に高く評価するデカルト以来の構成派合理主義 (constructivist rationalism) に帰因する。

しかし、こうした態度は幾多の困難をもたらした。人間はコントロールや予測を断念しなければならない。人間の為し得ること、そして為さねば

43) Hayek, F. A.: The Campaign Against Keynesian Inflation, in: *NS*, p. 207.

44) Hayek, F. A.: Degrees of Explanation, in: *SPPE*, p. 18-19.

ならぬことは、自由な個人の活動を調和させる枠組を培養すること (cultivation) であり、そうした枠組の下で為される各個人の活動並びに枠組そのものをより望ましいと思われる方向へ方向づけること (orientation) なのである。

(2) 自由主義社会における国家の役割⁴⁵⁾

a 秩序のための枠組整備

(i) 法体系の整備並びにその施行

かくの如き、自由な人々の活動の相互調和を可能にする枠組を培養し、方向づけることこそが、自由主義国家の最重要課題である。そうした枠組の中で最も重要なのが法と市場である。

ハイエクの言う法とは、人々の共存を可能にする、「あれをしてはならない」「これをしてはならない」といった類の種々様々な行動のルールから成る、「正しい行為に関するルールの体系」(a system of the rules of just conduct) なのである。こうした多数のルールから成る法体系は「人間の行為の帰結ではあるが、人間の目的意識的計画的行為の帰結」ではない。いかなる個人・いかなる組織もそうした法体系を単独で生み出すことはできない。とはいえ、個々のルールの体系全体との整合性を順次吟味してゆくことにより、体系全体をより一貫した・より完成度の高いものにしてゆくことは人間の為し得ることである。こうした方向での、法体系の培養・方向づけは自由主義国家の最重要課題のひとつである。

そして、第二に、自由主義国家はこうした法を施行することによって、社会に秩序をもたらさねばならない。

(ii) 市場の機能条件の整備・強化

市場システムも進化のプロセスの産物であり、「人間の行為の帰結では

45) Hayek, F. A.: "Free" Enterprise and Competitive Order, in: *IEO./Economic Policy and the Rule of Law*, in: *CL/The Public Sector and the Private Sector*, in: *LLL. vol. III*. 拙著「自由主義社会に於ける国家の役割—F. A. ハイエクの所説」『広島経済大学経済研究論集』第3巻第3号。

あるが、人間の目的意識的計画的行為の帰結」ではない。しかし、こうした市場システムも、人間が手を加えることによって、システムそのものをより完成度の高いものに仕上げてゆかねばならない。

一方に於いて、市場システムの下での競争がより一層促進されるようにせねばならない。そのためには、国家は「財産」や「契約の自由」に関する諸法規を再吟味し、それらが競争と両立し、更に競争を促進するようなものとなるように、それらを不断に改良・修正してゆかねばならない。自由な社会が成立し得るためには、「私有財産制度」や「契約の自由」の確立は不可欠の要因であるが、それらのものを不断に改良してゆくことは、それらを確立することに劣らぬ自由主義国家の重要な任務なのである。

他方、人々が市場システムの下で情報を獲得する際の条件を整備し、彼らの情報獲得がより容易になるようにしなければならない。そのためには、国家は何よりも、市場システムの下での最大の情報体現物たる通貨の価値の安定化を計らねばならない。或いはまた、度量衡の統一、測定の実施とそれに基づく情報の供給、土地登記、統計数字の発表といったような国家の活動も、システムがよりスムーズに機能するための不可欠な要因なのである。

b マーケット・フェイリヤの補完⁴⁶⁾

(i) 外部効果の存在に由来する措置

法体系の整備並びにその施行、市場システムの整備・強化こそが、自由主義国家の為さねばならぬ最重要課題である。しかし、自由主義国家に課せられた任務はそれで全てではない。自由主義国家は更に次のような活動を行わねばならない。

外部効果が存在する時には、自由主義国家は、外部経済の生産者に補助金を供与したり、外部不経済の生産者への課税ないし生産規制を行ったりしなければならない。

46) 拙著「自由主義社会に於ける国家の役割—F. A. ハイエクの所説」p. 55-60. を参照されたい。

或いはまた、ある特定の財もしくはサービスが一般に強く需要されているにもかかわらず、いかなる補助金も私企業をそうした財もしくはサービスの生産へと誘うことのできない場合、国家が直接これを供給しなければならない。

(ii) 技術的独占に対する措置

技術上の諸条件が、市場に於ける諸企業の競争を通じて、独占企業を生み出すという場合が存在する。こうした独占企業をそのまま放置したならば著しい弊害が生じると考えられる場合には、国家の何らかの対応が必要となろう。私的独占企業を国有企業もしくは公有企業にするか、或いは私的独占企業に何らかの公的規制を加えねばならぬであろう。

(iii) 上記諸活動の規準

自由主義国家といえども、マーケット・フェイリヤを補完するために、多くの活動を行わねばならない。しかし、自由主義国家はそうした活動を行うに際して、次のような規準を守らねばならない。そして、そうした規準を守ることによって初めて、自由主義国家は自己の本質を維持し続けるのである。

①公的独占を必要最小限度に止める。そして、技術的条件に変化があった場合、例えば従来は公企業によってのみ供給されていた財貨もしくはサービスを私企業が供給する新しい方法が発見された場合、そうした私企業の活動を規制しないこと。⁴⁷⁾

②財源は均一の原則に基づく課税によって調達し、課税を所得再分配の手段に用いないこと。⁴⁷⁾

③特定集団の欲求ではなく、社会全体の集合的欲求 (collective wants of the community as a whole) を満たすべく配慮すること。⁴⁷⁾

④業務を可能な限り地方政府に移譲すること。⁴⁸⁾

47) Hayek, F. A.: Economic Freedom and Representative Government, in: *NS*, p. 111.

48) Hayek, F. A.: The Public Sector and the Private Sector, in: *LLL*, vol. III, p. 45-46.

c 最低生活の保障

自由主義国家は何を為すべきか、そして何を為すべきでないか、についてのハイエクの主張は非常に明快である。しかし、最低生活の保障ということに関してはそうではない。ハイエクは決して、国家は最低生活を保障すべきであるとは言わない。だからといって、最低生活を保障するための諸施策を構じてはならないとも言わない。

彼はただ、最低生活の保障は自由主義社会と両立し得る、と言うのみである。ここにハイエクの思想をより良く理解するための鍵が存在するように思われる。

しかし、その点の解明は次稿に譲ることにしたい。現段階では、最低生活の保障は自由主義国家の任務のひとつである、⁴⁹⁾というに止めておくことにする。

(3) 民主主義のあるべき姿

a 立法府の逸脱

前節では、国家という用語を用いて議論を進めてきた。それは統治組織という意味であって、国民全体をも含んだひとつの実体としてのそれではない。しかし、三権分立の原則の下では、統治組織としての国家も実体ではない。それは、立法府、行政府、司法府から成り立っており、後三者のみが実体なのである。

前節で論じた様々な課題は、実際には、こうした立法府、行政府、司法府によって遂行されるのである。立法府の最重要課題は、「正しい行為に関するルールの体系」(即ち、私法)⁵⁰⁾をより首尾一貫したものにし、より明示的なものにするのである。しかし、立法府は行政府の活動を規定するルール(即ち、公法)をも作成しなければならない。ただその際、後者、即ち公法は、前者、即ち私法に抵触するものであってはならないので

49) 勿論、自由主義国家は、先に挙げた四つの規準を遵守しつつ、この任務を遂行しなければならない。

50) 言うまでもなく、財産や契約の自由に関する諸法規は私法に含まれる。

ある。私法を施行し、市場に於ける情報獲得のための条件を整備し、マーケット・フェイリヤを補完し、或いは人々に最低生活を保障することが行政府の任務である。司法府の任務とは、本来一般的・抽象的性格を持つ法を、個々の具体的事例に適用し、判決を導出することである。

ハイエクによれば、以上の三つの機関の内、現在最も問題のあるのが立法府である。今日立法府は、「正しい行為に関するルールの体系」の整備に何ら関心を払うことなく、専ら公法の作成に携わっており、現状は正に、立法府は行政府の下部機関であるかの如き様相を呈しているというのである。こうした事態は、立法府の構成員の選出方法が現在のようなものであり続ける限り避けられないことなのである。

b 二院の機能分化

今日、多くの国々に於いて二院制が採用されている。しかし、いずれの国に於いても、二院が二院とも専ら公法の作成にのみ関与しており、私法、即ち、「正しい行為に関するルールの体系」の整備に無関心である。選挙の方法が現在のようなものである限り、議員は後者に関わり合いを持つことは難しい。それは、一般的で抽象的な規定であり、従って、人々の具体的・個別的利害を反映し得るものではない。そうである以上、選挙で選出され続けることを望み、人々の投票のみを頼りにする議員は、勢い、人々の利害に直接影響する行政府の活動並びに行政府の活動を規定するルール、即ち公法に（わけても、予算に関わる諸規定に）対してだけ関心を示すということになってゆく。

かくして、「正しい行為に関するルールの体系」の整備という任務がないがしろにされてゆく。しかし、「正しい行為に関するルール」は、自由主義社会に於ける最重要原理であり、これなくしては、自由主義社会は自由主義社会たり得ない。ハイエクにとって、「正しい行為に関するルールの体系」の整備に専心する機関の創設が、今日の最重要課題のひとつなのである。

ハイエクは二院の完全な機能分化を提唱する。一院は今日のまみにして

おく。それは専ら公法の作成に携わる。しかし、他院は私法にのみ携わるべきである。そうするためには、この院の構成議員の選出方法を大幅に変更せねばならない。新しい選挙の方法の試案として、ハイエクは次のようなものを提示している。⁵¹⁾

①議員は選挙で選び、その任期を長期のものにする。②任期満了後再選できないことにする。③毎年一部の議員を任期満了とし、それに伴って、毎年その数に等しい議員を新しく選出する。例えば、選出議員の任期は15年、被選挙権は40歳とし、彼は同年代の者のみによって選出される。そして彼は、任期満了後、裁判官のような何らかの権威ある地位を保証されるのである。

もし、このような選挙の方法が採用されるならば、選出された議員は再選されたいとの願いから人々の利害におもねる必要はなくなるであろう。そして、高度の専門知識と長い時間を要する「正しい行為に関するルールの体系」の整備に専心できるのである。

c 自由主義と民主主義

ハイエクが以上のような新しい選挙の方法を提唱するのは、「正しい行為に関するルールの体系」こそが自由主義社会を支える根幹であり、それを整備する機関なくしては、自由主義社会は自由主義社会であり続けることはできない、と彼が考えるからである。そしてまた、国権の最高機関たる立法府の構成員を選挙によって選出するという方法、即ち、議会制民主主義のシステムは、自由主義の原理によって支えられることがなければ、やがて異質のものに変質してゆく、と彼が考えるからである。

自由主義とは、統治組織の権力の程度（或いはそれが制限される程度）⁵²⁾に関する概念である。この自由主義の反対概念が全体主義である。それに

51) Hayek, F.A.: The Constitution of a Liberal State, in: *NS*, p. 102-103/
Economic Freedom and Representative Government, in: *NS*, p. 116-117/Whither
Democracy?, in: *NS*, p. 160-161.

52) Hayek, F.A.: Majority Rule, 1, in: *CL*,/The Principles of a Liberal Social
Order, 3, in: *SPPE*.

対して、民主主義とは権力の所在に関する概念である。民主主義の反対概念は独裁である。権力の程度がどのようなものであるか、権力の所在がいかなるものであるか、という二つの基準に応じて、政治体制を四つの理念型に区分することができる。即ち、①自由主義的民主主義、②自由主義的独裁、③全体主義的民主主義、④全体主義的独裁、の四つがそれである。

今問題となっているのは③である。③は容易に④に変質し得る、というのがハイエクの考えである。

民主主義が自由主義の最重要原理たる「法の支配」の理念によって支えられていない場合、民主的に選ばれた統治組織(今の例では、公法にのみ関与する立法府と行政府の融合体)に対して制限を課し得るのは、ただ、その時々支配的である多数意見のみである。そして、民主的に選ばれた統治組織が多数意見を背景にして少数者の自由を剥奪する、ということに対する歯止めは何ら存在しないのである。従って、特定の人々の抱く価値観が社会全体に押し付けられるようになるかもしれない。それは、民主主義と全体主義の結合である。ハイエクはこの状態を *Democratism* と呼ぶ。

この *Democratism* はやがて独裁者を生み出すことになるかもしれない。統治組織は少数者を抑圧するために強権を発動することであろう。しかし、たとえ多数派の容認する目的を追求するに当ってさえ、その目的の具体的実現方法について多数派の間で意見の食い違いがある場合には、統治組織はやはり強権を発動せねばならないであろう。こうした状況の下では、権力の座についた者が、多数派の支持に名を借りて、自らの主張を押し通しつつやがて独裁に到るという可能性がかなり大きいように思われる。その場合には、全体主義的独裁という最悪のものが生み出されるのである。こうした事態が、実際に、1930年代のドイツで起ったのであった。

おわりに

以上二回にわたって、可能な限り忠実にハイエクの主張するところを紹介

介してきた。

彼の自由主義思想に関して言えることは、まず第一に、彼がマンデヴィルや18世紀のスコットランドの道德哲学者達、即ち、ヒューム、スミス、ファーガソン等から最大の思想上の影響を受けているということである。ハイエクは、彼らから進化の理論を学び、人間には、そしてとりわけその理性には抜き難い限界があるということを学んだ。

そして第二に、進化の産物の存在を否定もしくは軽視したり、人間の理性を余りに高く評価したりする思想を彼は痛烈に批判する。言うまでもなく、彼の社会主義や福祉国家に対する批判も、そうした思想に対する批判の延長線上にある。

ハイエクの自由主義思想の最大の特徴は以上の二点に要約することができる。

細 目 次

はじめに

I 社会主義の目的と手段

(1) 社会主義の目的と手段

- a. 社会主義の成功
- b. 社会主義の目的と手段

(2) 計画の遂行可能性

- a. 技術的問題と経済的問題
- b. 経済的問題解決の可能性
 - (i) 実物計算 (ii) 数学的解決 (iii) 競争的解決
- c. 価格機構の意義
 - (i) 合理的経済活動の指標の提供 (ii) 競争の許容
 - (iii) 自由と両立

(3) 計画と自由

- a. 少数者の支配

- b. 統制の波及
- c. 最悪の者の支配

II 現代社会への論評

- (1) 福祉国家とその政策
 - a. 社会主義から福祉国家へ
 - b. 福祉国家の意味
 - c. 福祉国家の任務
- (2) 再分配政策
 - a. 分配的正義の内容
 - b. 寡頭無政府政
 - c. 再分配 v. s. 経済成長
- (3) ケインズ政策
 - a. 方法論上の批判
 - b. 失業の真の原因
 - c. ケインズ政策の帰結

III 自由の秩序

- (1) 為し得ること, 為し得ぬこと
- (2) 自由主義社会に於ける国家の役割
 - a. 秩序のための枠組整備
 - (i) 法体系の整備並びにその施行
 - (ii) 市場の機能条件の整備・強化
 - b. マーケット・フェイリヤの補完
 - (i) 外部効果の存在に由来する措置
 - (ii) 技術的独占に対する措置
 - (iii) 上記諸活動の規準
 - c. 最低生活の保障
- (3) 民主主義のあるべき姿
 - a. 立法府の逸脱

- b. 二院の機能分化
- c. 自由主義と民主主義

おわりに